

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### ■入院基本料について

#### 3階病棟(障害者施設等入院基本料 10：1)

1日に入院患者 10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。また、入院患者 25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

1日に 15人以上の看護職員が勤務しています。時間帯毎の配置は次の通りです。

☆午前8時30分～午後5時まで 看護職員一人当たりの受け持ち入院患者は 5人以内

☆午後5時～午前8時30分まで 看護職員一人当たりの受け持ち入院患者は 25人以内

### ■入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

### ■明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

### ■基本診療料/特掲診療料の施設基準の届出について

当院の近畿厚生局長への基本診療料、特掲診療料の施設基準に係る届出については、別掲の「施設基準届出一覧」をご参照下さい。

### ■入院時食事療養費(I)

当院は患者様の食事に関し、入院時食事療養費(I)を近畿厚生局へ届け出している保険医療機関であり、患者様に配膳される食事は管理栄養士により管理されています。

朝食は8時頃、昼食は12時頃、夕食は18時以降に、温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たくして配膳しております。(適時・適温)

### ■保険外負担に関する事項について

#### ①特別療養環境の提供

個室を希望される場合は、別途規定の料金が必要となります。その他の病室については、室料差額の徴収は行っておりません。金額他詳細は下記のとおりです。

個室 (307,308,310,311,312,313号室) 5,230円

精華町住民の方 個室 (同上) 4,710円

②その他保険外負担に係る費用  
別掲の「文書料金表」をご参照下さい。

### ■後発医薬品（ジェネリック医薬品）ならびに一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、後発医薬品のある医薬品については一般名処方（特定の医薬品を指定するのではなく、医薬品の有効成分名で処方箋を発行すること）を行う場合があります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

一般名処方を行うことで、医薬品の供給不足等が発生した場合にも、患者さんに必要な医薬品の供給がしやすくなります。その他にも、医薬品の処方変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備して、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

なお、状況によっては、患者さんへ処方する薬剤が変更となる可能性がございます。事前にご説明の上変更いたしますが、ご不明点などがありましたら医師・薬剤師などにご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ■医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について

当院では医療DX推進に関して、以下の体制で診療を行っております。

- ・オンライン資格確認等により取得した医療情報を活用して診療を行っています。
- ・マイナ保険証の利用を促進するなど、医療DXを推進することによって質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

### ■医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）

#### に掲げる手術の件数について

厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について別掲の「厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について」をご参考下さい。

### ■義歯を6カ月再製作できない取り扱いについて

入れ歯（同一の物）を新しく作った後、6カ月間は新たに作り直すことはできません。  
他院で作った入れ歯についても同様です。

### ■当院では、患者さんと協力して歯の病気の継続的管理に努めています

### ■当院では、個人情報保護に努めてまいります

問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。

### ■歯科初診料の注1に規定する基準について

当院は、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。

### ■歯科外来診療医療安全対策加算1について

当院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時に対応できるよう、院内医科との連携及び医療安全について十分な体制を整備しています。

### ■歯科外来診療感染対策加算 1について

当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

### ■歯科治療時医療管理料について

当院では患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制をとることができます。

### ■精密触覚機能検査について

当院には精密触覚機能検査の研修を受講した歯科医師がおり、必要な検査機器を備えています

### ■歯科口腔リハビリテーション料 2について

当院で、顎関節症患者の治療用装置作成のため、口腔機能の回復、維持向上のための指導、訓練を実施しています。

### ■CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレーについて

当院で必要に応じて、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用 CAD／CAM 装置）を用いて、臼歯に対して歯冠補綴物やインレーを設計・製作しています。

### ■クラウン・ブリッジ維持管理料について

当院で装着した冠やブリッジにおいて、2年間の維持管理に取り組んでいます。

異常があればそのままにせず、早めにお知らせください。